第五回國会　衆議院　厚生委員会議録第十二号

昭和二十四年四月二十六日（火曜日）
午前十一時零分開議

出席委員
委員長　堀川　恭平君
理事大石　武一君　理事幡谷仙次郎君
理事床次　徳二君　理事田代　文久君
青柳　一郎君　高橋　等君
中川　俊思君　奈良　治二君
西村　直巳君　島山　鶴吉君
原田　雪松君　丸山　直友君
岡　良一君　堤　ツルヨ君
中島　茂喜君　苅田アサノ君
河野　金昇君

出席政府委員
厚生政務次官　亘　四郎君
（保険局長）
厚生事務官　宮崎　太一君
（國立公園部長）
厚生事務官　飯島　稔君
（医務局長）
厚生技官　東　龍太郎君
（医務局次長）
厚生事務官　久下　勝次君

委員外の出席者
専門員　川井　章知君
専門員　引地亮太郎君

四月二十一日
社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第七四号）

同月二十五日
傳染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一一号）
國立公園法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二一号）
同月二十一日
医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第七七号）（予）
医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案（内閣提出第七八号）（予）

同月二十三日
健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇一号）（予）
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇二号）（予）

同月二十二日
國立都城病院施設拡充の請願（瀬戸山三男君紹介）（第四四六号）
患者自治会解散指示撤回に関する請願（松谷天光光君外四名紹介）（第四五一号）
結核回復者の後保護に関する請願（松谷天光光君外四名紹介）（第四五二号）
遺族の援護対策確立に関する請願（川野芳滿君外四名紹介）（第五〇五号）
戰争未亡人の生活保障に関する請願（志田義信君紹介）（第五三二号）
傷痍者の給食費國庫負担徹底に関する請願（岡良一君紹介）（第五三四号）の審査を本委員会に付託された。

四月二十一日
遺族の援護強化に関する陳情書（静岡縣庵原郡袖師村字嶺千四百六十番地長島銀藏外十二名）（第二二八号）
優生保護法一部改正の陳情書（京都市左京区田中樋の口五十一番地近畿婦人團体協議会代表渡辺あい子外一名）（第二三二号）
國立病院に対する特別会計制度実施反対の陳情書外二件（函館市長宗藤大陸外三名）（第二四二号）
クリーニング業の大衆化等に関する陳情書（東京都中央区銀座西八丁目五番地全國クリーニング協会内高橋保之）（第二四六号）
癩特効藥プロミンの癩患者施療に関する陳情書（群馬縣吾妻郡草津町藤田武八外五百十名）（第二六五号）
京都市のジフテリア予防注射事故に関する陳情書（京都府知事木村惇外三名）（第二六八号）
保健婦検定試験に臨時特例設定の陳情書（日本助看保協会佐賀縣支部保健婦部長桑原つたえ）（第二六九号）を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第七四号）
傳染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一一号）
國立公園法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二一号）
医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第七七号）（予）
医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案（内閣提出第七八号）（予）
健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇一号）（予）
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇二号）（予）
厚生省設置法案に関する件

○堀川委員長　これより会議を開きます。

まず厚生省設置法案に関する件を議題といたしまして審議を進めることにいたします。厚生省設置法案に対する修正案がお手もとに配つてあると存じますが、実はこの厚生省設置法案に対する修正案に対しましては、この法案は内閣委員会に付託になつておりますので、われ〳〵厚生委員会といたしましては、その設置法案に対して、ここに皆さんにお配りしてあるような修正案を申入れたい、かように存じておるのでありまするが、これに対しまして御質疑がありましたら質疑を許すことにいたします。

○逢澤委員　設置法案に対する一部の修正案なのでありまするが、これは原案と対照して見まするときに、あまりその性格においては違いがないと思うのであります。ただ字句の修正だとか、あるいは第十一條中の七号を次のように改める。「毒物及び劇物の取締を行うこと。」同條中第八号「薬事」の下に「麻薬及び大麻取締」を加えなどといつた、具体的に何々を取締るのだ、こういうことを加えておるだけなのでありまして、原案とその本質的には相違のないように思いまするので、私どもはこの修正案を採択いたしますのに異議がないと思います。従いまして本委員会といたしまして、内閣委員会にこの修正案を提出するということに対しましては異議がありませんからさよう御承知を願いたいと思います。

○堀川委員長　ただいま逢澤委員からこの修正案を内閣委員会に申し入れるのに異議がないというお話でありますが、皆さん御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○堀川委員長　それではこの申入れの取扱い方法等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○堀川委員長　それではさよう決定いたします。

○堀川委員長　次に社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案、傳染病予防法の一部を改正する法律案――念のために申し上げますが以上二件は本付託であり、これより以下申し述べまする法案は予備審査でありますから、さよう御了承を願いたいのであります。医療法の一部を改正する法律案、医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案、健康保険法の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を一括して議題といたしまして審査に入ります。

質疑に入ります前に、まず各法案の提案理由の説明を順次聽取いたしたいと存じます。提案理由の説明をお願いいたします。

○苅田委員　厚生省設置法の審議はまた別に時間をとつていただくでしようね。この前は内閣委員会との連合審査をやりまして、また厚生委員会でもつてこまかい質疑をもう一ぺん審査してほしいということだつたのですけれども、その審査の方はいずれここでやつ

ていただくことになるわけでありますか。

○堀川委員長　時間の許す限りさようにいたしたいと存じております。

○菊田委員　これは当日の委員会でも厚生委員会でまたこまかい質問はやつてほしい、きようはこの連合委員会を一應閉じてほしいからということで、それで私どもは質問を簡單にして打切つたのであります。ぜひ時間をつくつてもう一ぺん御検討願いたいと思います。

○堀川委員長　それでは提案理由の説明を願います。厚政府委員。

社会保險診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案

社会保險診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律

社会保險診療報酬支拂基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「厚生大臣」に改める。

第七條に次の一項を加える

2　基金が前條第一項の規定によつてなす登記、及び基金がその事務所の用に供する建物又は土地の權利の取得若しくは所有權の保存のためになす登記には登録税を課さない。

第十三條第一項第一号を次のように改める。

一　各保險者から、毎月、その保險者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬のおおむね一箇月半分に相当する金額の委託を受けること。

第十三條第一項第三号を次のように改める。

三　診療担当者の提出する診療報酬請求書を審査すること。

第十四條を次のように改める。

第十四條　基金は、前條第一項第三号の審査を行うため、從たる事務所ごとに、審査委員会を設けるものとする。

2　審査委員会の委員は、診療担当者を代表する者、保險者を代表する者及び学識経驗者のうちから、各〻七人以下の同数を幹事長が委嘱する。

3　前項の委嘱は、診療担当者を代表する者及び保險者を代表する者については、それぞれ所属團体の推薦により、学識経驗者については都道府縣知事の推薦により、行わなければならない。

第十四條の次に次の五條を加える。

第十條の二　基金の從たる事務所の幹事は、審査委員会に出席して、審査に関して意見を述べ、必要ある場合には、審査の内容につき説明を求めることができる。

第十四條の三　審査委員会は、診療報酬請求書の審査のため必要があると認めるときは、都道府縣知事の承認を得て、当該診療担当者に対して出頭及び説明を求め、報告をさせ、又は診療録その他の帳簿書類の提出を求めることができる。

2　前項の規定によつて、審査委員会の請求により出頭した診療担当者に対しては、基金は、定款の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。但し、その提出した診療報酬請求書、報告書又は診療録その他の帳簿書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

第十四條の四　前條第一項の規定により審査委員会の要求があつた場合において、診療担当者が、正当の理由がなく、出頭若しくは説明を拒み、報告をせず、又は診療録その他の帳簿書類の提出を拒んだときは、基金は、都道府縣知事の承認を得て、その者に対して、診療報酬の支拂を一時差し止めることができる。

第十四條の五　審査委員若しくは幹事又はこれらの職にあつた者は、診療報酬請求書の審査に関して知得した医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしてはならない。

第十四條の六　前五條に定めるものを除く外、審査委員会に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第十五條の次に次の三條を加える。

第十五條の二　基金は、事業年度ごとに、その事務の執行に要する費用について、収入支出の予算を調整して、厚生大臣の認可を受けなければならない。予算を更正又は追加したときも、同様とする。

2　予算に定めて各款の金額は、他の款に流用することができない。

3　予算に定めた各項の金額は、理事会の議決を経て、流用することができる。

第十五條の三　基金は、予見し難い予算の不足に充てるため、予備費として相当と認める金額を収入支出予算に計上しなければならない。

2　予備費は、定款をもつて定めた費途以外の費途に充てることはできない。

第十五條の四　基金において、毎事業年度所属の收入金を收納し、又は毎事業年度に属する経費を精算して支出するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

第三十三條第一項中「二万円」を「三万円」に改める。

第三十三條の次に次の一條を加える。

第三十三條の二　審査委員若しくは幹事又はこれらの職にあつた者が、診療報酬請求書の審査に関して知得した医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密を故なく漏らしたときは、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附　則

この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。

傳染病予防法の一部を改正する法律案

傳染病予防法の一部を改正する法律

傳染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「厚生大臣」に、「地方長官」を「都道府縣知事」に改める。

第三條中「患者若ハ死體所在地ノ警察官吏、市町村長、區長、戸長、検疫委員又ハ豫防委員ニ届出ヘシ其の轉歸ノ場合亦同シ」を「患者若ハ死體所在地ノ市町村長、検疫委員又ハ豫防委員ヲ經由シ（東京都ノ區ノ存スル區域及ビ保健所法第一條ノ規定ニ基ク政令デ定ムル市ニ於テハ直接）患者若ハ死體所在地ノ管轄保健所長に届出ヘシ其ノ轉歸ノ場合死亡ヲ除キ亦同シ」に改める。

第四條第一項中「其ノ所在地ノ警察官吏、市町村長、區長、戸長、検疫委員又ハ豫防委員」を「其ノ所在地ノ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區域及ビ保健所法第一條ノ規定ニ基ク政令デ定ムル市ニ於テハ保健所長）、検疫委員又ハ豫防委員」に改める。

第十五條第一項中「市制第八十三條町村制第六十九條ニ依リ」を削る。

第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條ノ二　都道府縣ニ防疫監吏及防疫醫ヲ置ク

防疫監吏ハ事務吏員ヲ以テ、防疫醫ハ技術吏員ヲ以テ之ニ充テ傳染病豫防ノ事務ニ從事ス

防疫監吏及防疫醫ニ關シ資格其ノ他必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム。

第十九條ノ二第一項中「内務大臣」を「厚生大臣」に改める。

第十九條ノ二の次に次の一條を加える。

第十九條ノ三　厚生大臣ハ傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ一ノ都道府縣知事ノ行フ傳染病豫防事務ヲ他ノ都道府縣知事ニ對シ第十八條ノ二ノ規定ニ依ル防疫監吏及防疫醫ノ派遣ヲ命スルコトヲ得

第二十條第二項を削る。

第二十一條中「ノ負擔トス」を「ニ於テ之ヲ支辨ス」に改める。

第二十二條中「北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス」を「都道府縣ニ於テ之ヲ支辨ス」に、「道府縣」を「都道府縣」に改める。

第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十二條ノ二　第十九條ノ三ノ規定ニ依リ他ノ都道府縣ヨリ應援ノタメ派遣スル防疫監吏及防疫醫ニ要スル諸費ハ應援ヲ受ケタル都道府縣ノ支辨トス、

第二十三條から第二十五條までを次のように改める。

第二十三條　削除

第二十四條　第二十一條ノ支辨ニ對シテハ政令ノ規定ニ從ヒ都道府縣ハ其ノ三分ノ二ヲ支出ス

第二十五條　國庫ハ政令ノ規定ニ從ヒ第二十一條及前條ノ規定ニ依ル都道府縣ノ支辨及支出ニ對シ其ノ二分ノ一ヲ負擔ス

國庫ハ政令ノ規定ニ依ル防疫監吏及防疫醫ニ關スル諸費ヲ負擔ス。

第二十七條第一項中「北海道地方費又ハ府縣費」を「都道府縣費」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條　削除

第三十三條中「海外諸港、朝鮮及樺太」を「海外諸港」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

医療法の一部を改正する法律案

医療法の一部を改正する法律

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條　公衆又は特定多数人のため往診のみによつて診療に從事する医師若しくは歯科医師又は出張のみによつてその業務に從事する助産婦については、第八條、第九條及び第三十九條又は第四十一條の規定の適用に関し、それぞれその住所をもつて診療所又は助産所とみなす。

2　厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する医師、歯科医師又は助産婦に対し、必要な報告を命じ、又は検査のため診療録、助産録その他の帳簿書類を提出させることができる。

第二十九條第一項第二号中「命令」を「命令又は処分」に改める。

第三十九條に次の三項を加える。

4　第一項及び第三項の規定にかかわらず、厚生大臣が特に必要があると認めて定める事項は、これを廣告することができる。この場合においては、厚生大臣は、その廣告の方法についても、必要な定をすることができる。

5　厚生大臣は、前項の規定による定をするに当つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聞かなければならない。

6　第一項各号に掲げる事項又は第四項の規定に基き厚生大臣が定める事項を廣告する場合においても、その内容が虚偽にわたり、又はその方法が第四項の規定による定に違反してはならない。

第四十一條に次の二項を加える。

4　第一項及び第三項の規定にかかわらず、厚生大臣が特に必要があると認めて定める事項は、これを廣告することができる。この場合において、厚生大臣は、その廣告の方法についても、必要な定をすることができる。

5　第一項各号に掲げる事項又は前項の規定に基き厚生大臣が定める事項を廣告する場合においても、その内容が虚偽にわたり、又はその方法が前項の規定による定に違反してはならない。

第四十二條第一号中「第三十九條」を「第三十九條第一項から第三項まで、若しくは第六項、」に、「第四十一條、」を「第四十一條第一項から第三項まで、若しくは第五項、」に改める。

第四十三條第一項中「第二十五條」を「第五條第二項又は第二十五條」に改める。

第四十四條第二号中「第二十五條第一項の規定による報告」を「第五條第二項若しくは第二十五條第一項の規定による報告若しく提出」に改め、「又は」の下に「第二十五條第一項の規定による」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律

第一條　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第四章中第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十四條の二　厚生大臣は、公衆衛生上重大な危害を生ずる虞がある場合において、その危害を防止するため特に必要があると認めるときは、医師に対して、医療又は保健指導に関し必要な指示をすることができる。

2　厚生大臣は、前項の規定による指示をするに当つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第二條　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第四章中第二十三條の次に次の一條を加える。

第二十三條の二　厚生大臣は、公衆衛生上重大な危害を生ずる虞がある場合において、その危害を防止するため特に必要があると認めるときは、歯科医師に対して、歯科医療又は保健指導に関し必要な指示をすることができる。

2　厚生大臣は、前項の規定による指示をするに当つては、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

健康保険法の一部を改正する法律案

健康保険法の一部を改正する法律

健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項但書を次のように改める。

但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第三條第二項を次のように改める。

同條第一項を削る。

標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬		報酬月額
第一級	二、〇〇〇圓	七〇圓	二、二五〇圓未滿
第二級	二、五〇〇圓	八五圓	二、二五〇圓以上二、七五〇圓未滿
第三級	三、〇〇〇圓	一〇〇圓	二、七五〇圓以上三、二五〇圓未滿
第四級	三、五〇〇圓	一二五圓	三、二五〇圓以上三、七五〇圓未滿
第五級	四、〇〇〇圓	一三〇圓	三、七五〇圓以上四、二五〇圓未滿
第六級	四、五〇〇圓	一五〇圓	四、二五〇圓以上四、七五〇圓未滿
第七級	五、〇〇〇圓	一七〇圓	四、七五〇圓以上五、五〇〇圓未滿
第八級	六、〇〇〇圓	二〇〇圓	五、五〇〇圓以上六、五〇〇圓未滿
第九級	七、〇〇〇圓	二三〇圓	六、五〇〇圓以上七、五〇〇圓未滿

第一〇級	二八、〇〇〇円	二七〇円	七、五〇〇円以上　八、五〇〇円未満
第一一級	二四、〇〇〇円	二〇〇円	八、五〇〇円以上　九、五〇〇円未満
第一二級	二〇、〇〇〇円	二三〇円	九、五〇〇円以上　一一、〇〇〇円未満
第一三級	一二、〇〇〇円	四〇〇円	一一、〇〇〇円以上　一三、〇〇〇円未満
第一四級	一四、〇〇〇円	四七〇円	一三、〇〇〇円以上　一五、〇〇〇円未満
第一五級	一六、〇〇〇円	五三〇円	一五、〇〇〇円以上　一七、〇〇〇円未満
第一六級	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一七、〇〇〇円以上　一九、〇〇〇円未満
第一七級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	一九、〇〇〇円以上　二一、〇〇〇円未満
第一八級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二一、〇〇〇円以上　二三、〇〇〇円未満
第一九級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上

第六條の次に次の一條を加える。

第六條ノ二　健康保険組合ガ其ノ事務所若ハ第二十三條ノ規定ニ依ル施設ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記ニ付テハ登錄税ヲ課セズ

第十一條第三項本文中「五錢」を「二十錢」に、同項第一号中「百圓」を「千圓」に、同條第四項中「前項」を「前二項」に、「二圓」を「十圓」に改め、同條同項に後段として「延滯金ノ金額二十圓未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツ」を加え、同項を第五項とし、同條第四項として次の一項を加える。

延滯金ヲ計算スルニ當リ徴收金額二十圓未満ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨テ計算ス

第十一條ノ二第一項本文中「財産ノ在ル市町村」の下に「（東京都ノ區ノ存スル區域並ニ地方自治法第百五十五條第二項ノ市ニ在リテハ區以下之ニ同ジ）」を加え、同條第四項を削る。

第二十二條中第二項から第四項までを削る。

第四十二條ノ二第五項中「第二十三條」を「第六條、第六條ノ二、第十三條、」に、「第六條」を「第六條、第六條ノ二、第十三條、」に改める。

第二十三條、」に改める。

第四十三條ノ二に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際第四十三條ノ六第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定セラルル初診料ノ額ニ相當スル額ヲ一部負擔金トシテ支拂フベシ但シ健康保險組合ハ其ノ規約ヲ以テ組合ノ指定スル者ニ就キ給付ヲ受クル者ニ付テハ一部負擔金ニ相當スル額ヲ限度トシテ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第四十三條ノ三第一項中「保險醫又ハ保險藥劑師ハ」の下に「命令ノ定ムル所ニ依リ」を加える。

第四十三條ノ四第一項中「保險醫及保險藥劑師ハ」の下に「厚生大臣の定ムル所ニ依リ」を加え、同條第二項を第三項とし、第二項として次の一項を加える。

厚生大臣前項ノ定ヲ爲サントスルトキハ中央社會保險診療協議會ノ意見ヲ聽クベシ

第四十三條ノ六第一項中「療養ニ要スル費用」の下に「ヨリ一部負擔金ニ相當スル額ヲ控除シタル額」を加える。

第四十四條ノ二第一項中「療養ニ要スル費用」の下に「ヨリ一部負擔金ニ相當スル額ヲ控除シタル額」を加える。

第四十四條第一項但書を削る。

第五十條第一項但書を削る。

第五十條ノ二第一項中「百圓」を「二百四圓」に改め、同條第二項を削る。

第五十九條ノ二第五項中「第四十三條ノ六、」を「第四十三條ノ二第一項、」に改める。

第五十九條ノ三中「千圓」を「二千圓」に改める。

第五十九條ノ四第一項中「五百圓」を「千圓」に、同條第二項中「第五十條ノ二第一項」を「第五十條及第五十五條」に改める。

第六十二條第三項中「第四十六條及第五十一條第二項」を「第四十六條及第五十一條第二項及第三項」に改める。

第六十九條ノ二中「第六十二條第一項及第二項」を「第六十一條、第六十二條第一項及第三項、第六十三條、」に改める。

第七十一條ノ四第一項中「千分ノ四十」を「千分ノ五十」に、同條第二項中「千分ノ三十六乃至千分ノ四十四」を「千分ノ四十五乃至千分ノ五十五」に「健康保險委員會」を「健康保險審議會」に改める。

第七十五條ノ二中「千分ノ二十五」を「千分ノ三十」に改める。

第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第七十九條ノ二の次に、次の一章を加える。

第六章　健康保險審議會

第七十九條ノ三　政府ノ管掌スル健康保險事業ノ運營ニ關スル事項ヲ審議スル爲、厚生省ニ健康保險審議會（以下審議會ト稱ス）ヲ置ク

第七十九條ノ四　審議會ハ政府ノ管掌スル健康保險事業ノ運營ニ關スル事項ニ付、厚生大臣ノ諮問ニ應ジ審議シ及文書ヲ以テ答申スルノ外自ラ厚生大臣若ハ關係各大臣ニ文書ヲ以テ建議スルコトヲ得

厚生大臣ハ政府ノ管掌スル健康保險事業ニ付テノ企畫、立法又ハ實施ノ大綱ニ關シ豫メ審議會ノ意見ヲ求ムルモノトス

第七十九條ノ五　審議會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各六人ヲ以テ之ヲ組織ス公益ヲ代表スル委員中ニハ醫療關係ノ經驗者ヲ含ムモノトス

各委員ハ厚生大臣之ヲ命ズ

第七十九條ノ六　委員ノ任期ハ二年トシ一年毎ニ其ノ半數ヲ命ズ

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ命ゼラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第七十九條ノ七　審議會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選擧セル會長一人ヲ置ク

會長ハ會務ヲ總理シ審議會ヲ代表ス

會長事故アルトキハ第一項ノ規定ニ準ジ選擧セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第七十九條ノ八　厚生大臣ハ審議會ノ要求アリタルトキハ健康保險事業ニ關スル資料及情報ヲ提供スベシ

第七十九條ノ九　審議會ハ必要ニ應ジ開クモノトス但シ正當ナル理由アル場合ヲ除クノ外少クトモ三月ニ一回以上之ヲ開クベシ

第七十九條ノ十　審議會ハ會長之ヲ招集ス

會長ハ厚生大臣ノ諮問アリタルトキ又ハ委員ノ三分ノ一以上ノ要求アリタルトキハ二週間以内ニ審議會ヲ招集スベシ

第七十九條ノ十一　審議會ハ毎會計年度經過後六十日以内ニ其ノ年度ニ於ケル審議會ノ活動狀況、審議ノ結果及建議ノ大要ヲ文書ヲ以テ厚生大臣ニ報告スベシ

第七十九條ノ十二　審議會ニ幹事八人以内ヲ置キ厚生省ノ職員又ハ學識經驗者ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

幹事ハ委員ノ要求アリタルトキハ常ニ之ニ對シ技術上ノ助言及事務上ノ援助ヲ爲スモノトス

第七十九條ノ十三　審議會ニ書記五人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第八十四條ノ二の次に次の二條を加える。

第八十四條ノ三　健康保險審議會ニ幹事六人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

幹事ハ健康保險審議會ノ委員ノ要求アリタルトキハ常ニ之ニ對シ技術上ノ助言及事務上ノ援助ヲ爲スモノトス

第八十四條ノ四　健康保險審査會ニ書記五人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第八十七條第一項中「六月」を「一年」に、「五千圓」を「三萬圓」に改め、同條第三項及び第四項を削る。

第八十八條を次のように改める。

第八十八條　被保險者ヲ使用スル事業主故ナク左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ六月以下ノ懲役又ハ三萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一　本法ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚僞ノ報告ヲ爲シ、文書ノ提示ヲ爲サズ又ハ出頭セザルトキ

二　本法ノ規定ニ依ル當該官吏吏員ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚僞ノ陳述ヲ爲シ又ハ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

三　第七十七條本文ニ規定スル保險料ヲ督促狀ニ指定シタル期附迄ニ納付セザルトキ

第八十八條ノ二を次のように改める。

第八十八條ノ二　前條ニ規定スル者以外ノ者ニシテ保險給付ヲ受クベキモノ其ノ他ノ關係者故ナク左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ六月以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一　本法ノ規定ニ依ル報告、申出若ハ届出ヲ爲サズ、虚僞ノ報告、申出若ハ届出ヲ爲シ、文書ノ提出ヲ爲サズ若ハ出頭セズ又ハ醫師ノ診斷ヲ拒ミタルトキ

二　本法ノ規定ニ依ル當該官吏吏員ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚僞ノ陳述ヲ爲シ又ハ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

第八十八條ノ三を削る。

第九十一條中「第八十七條第三項若ハ第四項」を削る。

附則

1　この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。但し、第七十一條の四第一項の改正規定は、昭和二十四年四月一日から適用する。

2　この法律の施行の日前に被保險者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き續いて被保險者の資格のある者の標準報酬については、その者が同日において被保險者の資格を取得したものとみなして、これを算定する。

3　この法律施行の日前に督促狀を発した保險料に対する延滯金については、なお従前の例による。

4　この法律施行の日において現に健康保險委員会の委員、幹事及び書記の職にある者は、それぞれ健康保險審議会の委員、幹事、又は書記を命ぜられたものとみなす。但し、委員の任期は、その者が健康保險委員会の委員を命ぜられ、又は委嘱された時から起算する。

厚生年金保險法等の一部を改正する法律案

厚生年金保險法等の一部を改正する法律

第一條　厚生年金保險法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項から第四項までを削る。

第三條第一項但書を次のように改める。

但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第三條第二項中「行政廳」を「都道府縣知事」に改め、同條同項に次の但書を加える。

但シ被保險者ガ健康保險組合ノ組合員ニシテ其ノ健康保險組合ガ健康保險法第二條第三項ノ規定ニ依ル定ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ關スル報酬ノ價額ハ其ノ定ニ依リ之ヲ定ム

第四條第二項を次のように改める。

標準報酬ニ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	二、〇〇〇圓	二、二五〇圓未滿
第二級	二、五〇〇圓	二、二五〇圓以上二、七五〇圓未滿
第三級	三、〇〇〇圓	二、七五〇圓以上三、二五〇圓未滿
第四級	三、五〇〇圓	三、二五〇圓以上三、七五〇圓未滿
第五級	四、〇〇〇圓	三、七五〇圓以上四、二五〇圓未滿
第六級	四、五〇〇圓	四、二五〇圓以上四、七五〇圓未滿
第七級	五、〇〇〇圓	四、七五〇圓以下五、五〇〇圓未滿
第八級	六、〇〇〇圓	五、五〇〇圓以上六、五〇〇圓未滿
第九級	七、〇〇〇圓	六、五〇〇圓以上七、五〇〇圓未滿
第一〇級	八、〇〇〇圓	七、五〇〇圓以上

第四條第四項を次のように改め、同條第七項中「第五項」を「第三項」に改め、同條第一項及び第五項を削る。

被保險者ノ報酬ガ其ノ增減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ增減アリタル月ノ翌月（報酬ニ增減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬ヲ改定ス

第四條ノ二第二項に次の但書を加える。

但シ被保險者ガ健康保險組合ノ組合員ナル場合ニ於テハ其ノ者ノ報酬月額ハ其ノ健康保險組合ガ健康保險法第三條ノ二第三項ノ規定ニ依リ定メタル算定方法ニ依リ之ヲ算定ス

第十一條を次のように改める。

第十一條　保險料ヲ滯納スル者アルトキハ行政廳ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントスルトキハ行政廳ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ

前項ノ督促狀ハ納付義務者ガ健康保險法第十一條ノ規定ニ依リ督促ヲ受クル者ナルトキハ同條ノ規定ニ依ル督促狀ニ併記シテ發スルコトヲ得

行政廳ハ督促狀ヲ發シタルトキハ督促手數料トシテ十圓ヲ徴收ス但シ前項ノ規定ニ依リ督促狀ヲ發シタルトキハ督促手數料ハ之ヲ徴收セズ

第二項ノ督促狀ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徴收金額百圓ニ付一日二十錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徴收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滯金ヲ徴收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

一　納入ノ告知書一通ノ徴收金額千圓未滿ナルトキ

二　納期ヲ繰上ゲ徴收ヲ爲ストキ

三　納付義務者ノ住所及居所ガ日本國内ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

延滯金ヲ計算スルニ當リ徴收金額千圓未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數（之ヲ切捨テ計算スベキ督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徴收金ヲ完納シタルトキ又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ十圓未滿ナルトキハ延滯金ヲ徴收セズ延滯金ノ金額ニ十圓未滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨テ

第十一條ノ二を次のように改める。

第十一條ノ二　前條ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保險料其ノ他本法ニ依ル徴收金ヲ納付セザルトキハ行政廳ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分シ又ハ滯納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村（東京都ノ區ノ存スル區域及地方自治法第百五十五條第二項ノ市ニ在リテハ區以下之ニ同ジ）ニ對シ此ノ

處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ處分ヲ請求シタルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分スル此ノ場合ニ於テハ行政廳ハ徴收金額ノ百分ノ四ニ相當スル金額ヲ當該市町村ニ交付スベシ

第二十六條ノ六の次に次の二條を加える。

第二十六條ノ七　前五條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クベキ遺族ニ同順位者ガ二人以上在ル場合ニ於テハ其ノ保險給付ハ其ノ人數ニ依リ等分シテ之ヲ支給ス

第二十六條ノ八　遺族年金又ハ遺兒年金ヲ受クル同順位者中一人ガ其ノ年金ヲ受クル權利ヲ失ヒタル場合ニ於テ仍同順位者ガ二人以上在ルトキハ其ノ遺族年金又ハ遺兒年金ハ其ノ人數ニ依リ等分シテ之ヲ支給ス

第三十七條ノ二を次のように改める。

第三十七條ノ二　別表第一ニ定ムル變疾ノ程度一級ニ該當スルニ因リ障害年金ヲ受クル者ノ配偶者又ハ十六歳未滿ノ子ニシテ障害年金ヲ受クル者ガ變疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノアルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス但シ障害年金ヲ受クル者ガ變疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具變疾ニ因リ勞働能力ナキ子ニ付テハ十六歳以上ト雖モ之ヲ加給ス

第二十六條第二項ノ規定ハ障害年金ヲ受クル者ガ變疾ト爲リタル當時胎兒タル子ニ付之ヲ準用ス

第四十六條ノ二に次の一項を加える。

第二十六條ノ八ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ遺族年金ヲ同順位者ニ轉給スル場合ニ之ヲ準用ス

第五十八條に次の三項を加える。

保險料額ハ第二十四條第一項（第二十五條ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保險者タリシ期間ノ各月ニ付被保險者ノ標準報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス

第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者ノ其ノ被保險者ト爲リタル月ノ保險料額ハ前項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス

第一項ノ規定ニ依リ徴收スル保險料ノ保險料率ハ左ノ如シ

一　坑内夫タル被保險者ニ付テハ千分ノ百二十三

二　坑内夫タル被保險者以外ノ男子タル被保險者ニ付テハ千分ノ九十四

三　女子タル被保險者ニ付テハ千分ノ五十五

四　第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ千分ノ七十八

第五十八條ノ二を削る。

第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第六十一條の次に次の一章を加える。

第五章　厚生年金保險審議會

第六十一條ノ二　厚生年金保險事業ノ運營ニ關スル事項ヲ審議スル爲厚生省ニ厚生年金保險審議會（以下審議會ト稱ス）ヲ置ク

第六十一條ノ三　審議會ハ厚生年金保險事業ノ運營ニ關スル事項ニ付厚生大臣ノ諮問ニ應ジ審議シ及文書ヲ以テ答申スルノ外自ラ厚生大臣若ハ關係各大臣ニ文書ヲ以テ建議スルコトヲ得

厚生大臣ハ厚生年金保險事業ニ付テノ企畫、立法又ハ實施ノ大綱ニ關シ豫メ審議會ノ意見ヲ求ムルモノトス

第六十一條ノ四　審議會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各六人ヲ以テ之ヲ組織ス

各委員ハ厚生大臣之ヲ命ズ

第六十一條ノ五　委員ノ任期ハ二年トシ一年毎ニ其ノ半數ヲ命ズ

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ命ゼラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第六十一條ノ六　審議會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選擧セル會長一人ヲ置ク

會長ハ會務ヲ總理シ審議會ヲ代表ス

會長事故アルトキハ第二項ノ規定ニ準ジ選擧セラレタル者ノ職務ヲ代理ス

第六十一條ノ七　厚生大臣ハ審議會ノ要求アリタルトキハ厚生年金保險事業ニ關スル資料及情報ヲ提供スベシ

第六十一條ノ八　審議會ハ必要ニ應ジ開クモノトス但シ正當ナル理由アル場合ヲ除クノ外少クトモ三月ニ一回以上之ヲ開クベシ

第六十一條ノ九　審議會ハ會長之ヲ招集ス

會長ハ厚生大臣ノ諮問アリタルトキハ又ハ委員ノ三分ノ一以上ノ要求アリタルトキハ二週間以内ニ審議會ヲ招集スベシ

第六十一條ノ十　審議會ハ毎會計年度經過後六十日以内ニ其ノ年度ニ於ケル審議會ノ活動狀況、審議ノ結果及建議ノ大要ヲ文書ヲ以テ厚生大臣ニ報告スベシ

第六十一條ノ十一　審議會ニ幹事八人以内ヲ置キ厚生省ノ職員又ハ學識經驗者ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

幹事ハ委員ノ要求アリタルトキハ當ニ之ニ對シ技術上ノ助言及事務上ノ援助ヲ爲スモノトス

第六十一條ノ十二　審議會ニ書記五人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十三條中「第十一條」ヲ「十一條ノ二」に改める。

第六十五條ノ十五を第六十五條ノ十七とし、第六十五條ノ十四の次に次の二條を加える。

第六十五條ノ十五　厚生年金保險審査會ニ幹事六人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

幹事ハ厚生年金保險審査會ノ要求アリタルトキハ常ニ之ニ對シ技術上ノ助言及事務上ノ援助ヲ爲スモノトス

第六十五條ノ十六　厚生年金保險審査會ニ書記五人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十七條中「事業主」を「被保險者ヲ使用スル事業主故ナク」に、「トキハ一萬圓」を「場合ニ於テハ六月以下ノ懲役又ハ三萬圓」に、同條第一号中「提出」を「提示」に改め、同條に次の一号を加える。

三　第六十條本文ニ規定スル保險料ヲ審査狀況ニ指定シタル期限迄ニ納付セザルトキ

第六十八條中「事業主」を「前條ニ規定スル者」ニ、「左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五千圓」を「故ナク左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ六月以下ノ懲役又ハ一萬圓」に、同條第一号中「又ハ出頭セザルトキ」を「若ハ出頭セズ又ハ醫師ノ診斷ヲ拒ミタルトキ」に改める。

第二條　厚生年金保險法等の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五條第二項を次のように改める。

2　厚生年金保險法施行令（昭和十六年勅令第千二百五十号）別表第一の定による變疾の程度一級（勞働者年金保險法施行令中改正の件（昭和十九年勅令第三百六十三号）別表第一の定による變疾の程度一級から三級までを含む。）に該當したことによつて障害年金を受ける者の配偶者又は十六歳未滿の子であつて、障害年金を受ける者が變疾になつた當時その者によつて生計を維持していたものがあるときは、その配偶者又は子一人について二千四百円を前項の金額に加給する。但し、障害年金を受ける者が變疾になつた當時から引き續いて不具變疾のため勞働能力のない子については、十六歳以上であつ

ても、これを加給する。

附則第五條に次の一項を加える。

3　厚生年金保險法第二十六條第二項の規定は、障害年金を受ける者が廢疾になつた當時胎兒であつた子について、これを適用する。

附則第十一條を次のように改める。

第十一條　厚生年金保險法第五十八條第四項の規定による保險料率は、當分の間、同條同項の規定にかかわらず、これを同條同項第一号の被保險者については、千分の三十五、同條同項第二号の被保險者については、千分の三十分の三十、同條同項第三号の被保險者については、千分の三十とする。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。

2　この法律施行の日前に被保險者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続いて被保險者の資格のある者の標準報酬については、第四條の改正規定の適用については、その者が同日において被保險者の資格を取得したものとみなす。

3　この法律施行の日前に督促状を発した保險料に対する延滯金については、なお従前の例による。

4　この法律施行の日において、障害年金を受ける権利のある者に支給する障害年金（厚生年金保險法等の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百二十七号）附則第五條第一項又は附則第八條の規定によつて増額した障害年金を除く。）のうち、厚生年金保險法等の一部を改正する法律施行の日前の標準報酬のみに基いてその額を算定した障害年金の額は、厚生年金保險法第三十七條第一項又は健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條若しくは附則第五條の規定にかかわらず、従前の障害年金の額の五倍に相当する額とする。

5　厚生年金保險法等の一部を改正する法律附則第五條第二項及び同條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

6　この法律施行の日の翌日以後において、厚生年金保險法等の一部を改正する法律施行の日前の標準報酬のみに基いてその額を算定する障害年金（厚生年金保險法等の一部を改正する法律附則第八條の規定によつて増額する障害年金を除く。）を受ける権利を有するに至つた者があるときは、その者に支給する障害年金の額の算定については、第四項の規定を準用する。

7　厚生年金保險法等の一部を改正する法律附則第五條第二項及び同條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

8　この法律施行の日において、現に厚生年金保險委員会の委員、幹事及び書記の職にある者は、それぞれ厚生年金保險審議会の委員、幹事又は書記を命ぜられたものとみなす。

9　前項の規定によつて、厚生年金保險審議会の委員を命ぜられたものとみなされた委員の任期は、その者が厚生年金保險委員会の委員を命ぜられ、又は委嘱された時から起算する。

10　厚生年金保險法第五十七條第一項の規定は、第四項（第六項の規定によつて準用する場合を含む。）の規定によつて、増額せられる障害年金のその増額せられる部分については、適用しない。

○厚政務委員　ただいま議題となりました社会保險診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

社会保險診療報酬支拂基金法は、昨年八月から実施されて来たのでありますが、その実施の成績に徴しまして、診療報酬支拂資金の潤沢化と診療報酬請求書の審査の適正化を期して、基金法本来の目的を完遂する必要が認められるものであります。ここにおきまして政府といたしましては、基金が各保險者から委託を受ける診療報酬支拂資金の一箇月分を一箇月半分に増額いたしますとともに診療報酬請求書審査委員会の委員に学識経験者を加えて、委員を増員し、かつ、診療報酬請求書を提出した診療担当者に対しては、一定の出頭説明を求め得る等の権限を認めまして、診療報酬請求書の審査の適正を期する等の改正をはかろうとする次第であります。

何とぞ御審議の上すみやかに可決せられんことを希望する次第であります。

次にただいま議題となりました傳染病予防法の一部を改正する法律案について提案の理由を説明いたします。

わが國の傳染病対策は明治三十年に制定されました傳染病予防法を基礎として、コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペストの十種の急性傳染病の防遏を規定いたしましたが、その後この法律に準じまして、結核、癩等の慢性傳染病にはそれ〳〵別行法が制定されているのであります。爾来傳染病予防法は時代の進展とともに部分的改正が行われて参りましたほか、終戦後におきましては、右の十種の疾病のほか、日本脳炎を新たに指定傳染病として適用しておるのでありますが、最近の機構や制度の改革に伴いまして、一部改正を必要とするに至りましたので、この法案を提案するに至つた次第であります。

次にこの改正の大体を申し上げます。第一に最近衛生行政機構は保健所を中心として運営されておるのでありまして、従つて保健所の衛生行政上の責任を明確にするために、従来傳染病の発生届届出受理者は市町村長でありましたものを、このたび市町村長を経由し保健所長といたしました。第二に、防疫の関係的要請により、都道府縣に駐在させておりました防疫職員を、地方出先機関整理の閣議決定に基き、防疫監吏及び防疫医として、都道府縣に移譲し、厚生大臣に傳染病予防上必要があるときは、これを指揮する権限を與えました。第三に地方財政法が昨年制定されまして、國家と地方公共團体との費用負担を明らかにしましたほか、用語等の統一に伴いまして関係規定を改正いたしました。第四に、昨年夏解散を命ぜられました衛生組合関係規定その他現在適用されない規定を削除または改正をいたしました。何卒御審議の上可決せられんことを御願い申し上げます。

次にただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案の提案の理由を説明いたします。

医薬、歯科医薬等に関する廣告につきましては、それが適正に行われる場合は、一般國民が診療を受ける上において有益であることはもちろんでありますが、反面これらの廣告を自由放任にいたしますときは、とかくその内容の適正を期しがたく、これらの弊害が人の健康及び生命に関するものであるだけに、國民保健上著しい弊害を生ずるおそれがあるのであります。この点にかんがみ、医療法におきましては、医薬、歯科医薬等に関し廣告し得る事項をきめて、厳格に制限していることは御承知の通りであります。しかしながらこのような厳格な制限のために、たとえば他の法令の規定の施行を円滑にする等のために、廣告を適当とする事項であつても、これを廣告し得ない場合を生じ、不都合と存ぜられる場合がありますので、厚生大臣が特に必要と認めて定める事項は、これを廣告することができるようにいたしたいのであります。なお厚生大臣が右により特定の事項を定めるにあたつては、必ず医道審議会の意見を聞くを要することとし、そのみだりに流れることを防止することといたしておるのであります。

次に現行規定におきましては、もつぱら往診のみによつて診療に従事する医師等に対し、必要に應じ報告を命じ、または診療録等の帳簿書類を検査のため提出させることの根拠規定がないのでありますが、医療行政の円滑な運営のためには、かような規定が必要でありますので、新たに設けることと

いたしました。さらに右のような改正に伴い、罰則規定の必要な整備を行うことといたしているのであります。

何とぞ御審議の上すみやかに可決せられるよう御願い申し上げます。

次にただいま議題となりました医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

現行の医師法及び歯科医師法には、行政庁が医師または歯科医師の業務に関して指示をなし得る根拠規定がないのでありますが、公衆衛生上重大な危害を生ずるおそれがある場合において、その危害を防止するため特に必要があると認められる場合には、厚生大臣が医師または歯科医師に対してその業務に関して必要な指示をなし得ることとすることが、医療行政の円滑な運営を期するゆえんであると考えられるのであります。たとえ昨秋新聞紙上をにぎわせました輸血による病毒感染事件の発生にかんがみましても、この際新たに医師及び歯科医師の注意を喚起するとともに、これらのものが医師または歯科医師として当然に遵守すべき事項を明らかにする必要が痛感されるのであります。そのため医師法及び歯科医師法中の一部を改正し、かような場合に厚生大臣が指示をなし得る根拠規定を新たに設けることといたしたいのであります。もちろんかような根拠規定を設けるにあたりましては、この規定が不当に濫用されまたはこの規定に基く指示が適正を欠くものとなることは厳に戒めなければなりませんので、厚生大臣が右の指示をするにあたっては、必ずあらかじめ医道審議会の意見を聞かなければならないこととして、この規定の運用の適正妥当をはかることといたしているのであります。何とぞ御審議の上すみやかに可決せられるよう御願い申し上げます。

次にただいま議題となりました健康保険法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

健康保険制度におきましては、昨年八月に法律が改正され、また社会保険診療報酬支払基金法が制定いたされまして、保険診療の円滑化がはかられた次第でありますが、それ以来被保険者の経済生活の逼迫と他面診療担当者の全面的協力等によりまして、保険診療の件数及び金額の異状な上昇を来しまして、保険経済の危機を招いている現状であります。ここにおきまして政府といたしましては、保険経済の收支の均衡をはかるために、保険料率を千分の四十から千分の五十に引上げまして、保険料收入の増大をはかりますとともに、他面被保険者の療養の給付について、一部負担金として初診料に相当する額を負担させることといたしまして、保険経済の收支の均衡をはかるようにいたした次第であります。また被保険者の標準報酬を給與の実情に合わせまして、最低二千円から最高二万四千円までの十九等級に整備いたしますとともに、健康保険委員会を健康保険審議会に改めまして、その組織権限等を明確にし、また被保険者の負担すべき保険料を納期限を過ぎても納付しない事業主に対して一定の罰則を認める等の改正をはかつている次第であります。

何とぞ御審議の上すみやかに御決定あらんことを希望する次第であります。

次にただいま議題となりました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につき、提案の理由を御説明申し上げます。

厚生年金保険におきましては、標準報酬を基準といたしまして、各種の保険給付を行つておりますが、現在支給している障害年金の中には、標準報酬の最高制限額が、六百円であつた当時のきわめて低い標準報酬に基いて、その額を算定したものがありますが、経済状態が著しくかわつた今日におきましては、その額はあまりにも少額でありまして、生活を保障するとは言い得ない状態にありますので、これをできる限り増額いたしまして、実生活に適合した保険給付をしようとするものであります。

また標準報酬につきましては、従来最低三百円から最高八千百円までを、二十七等級に区分してあつたのでありますが、今回健康保険法におきましては、その標準報酬の最高限を引上げ、その区分を十九等級に整理しようといたしておりますので、厚生年金保険におきましては、その最高限は八千円にとどめ、その区分を健康保険の区分と同様に整理いたしまして、事業主及び被保険者の利便をはかろうとするものであります。なお標準報酬の算定方法及び延滞金の引上げ等につきましては、健康保険法と同様にいたしまして、地方庁の事務手続を単一化し、あわせて事業主の事務負担を軽減しようとするものであります。

その他関係法令の改廃に伴い若干の改正を企図しておりますが、何とぞよろしく御審議の上すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。

○堀川委員長　次にお諮りいたします。昨日国立公園法の一部を改正する法律案が当委員会に付託になつたのでありますが、これを日程に追加いたし議題といたし、政府より提案理由の説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○堀川委員長　御異議がなければ国立公園法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず政府より提案理由の説明を聴取することにいたします。厚生政務次官。

国立公園法の一部を改正する法律案

国立公園法の一部を改正する法律

国立公園法（昭和六年法律第三十六號）の一部を次のように改正する。

「勅令」を「政令」に、「地方長官」を「都道府縣知事」に改める。

第一條中「主務大臣」の下に「国立公園審議會ノ意見ヲ聞キ」を加える。

第三條中「主務大臣」の下に「国立公園審議會ノ意見ヲ聞キ」を加える。

第四條第二項を次のように改める。

公共團體ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケ国立公園事業ノ一部ヲ執行スルコトヲ得

第六條の次に次の一條を加える。

第六條ノ二　国立公園事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ行政官廳又ハ公共團體ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ国立公園事業ノ執行又ハ国立公園事業ニ因リ生ジタル施設ノ管理ニ要スル費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

行政官廳又ハ公共團體ノ執行スル国立公園事業ニ關スル工事ニシテ他ノ工事ニ因リ必要ヲ生ジタルモノナルトキハ其ノ費用ハ工事ノ必要ヲ生ジタル限度ニ於テ其ノ原因タル工事ノ費用負擔者ヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得

第七條第一項但書中「前條」を「第六條」に改め、同條第二項を削る。

第八條第二項に、第六号として、「六　水位水量ノ増減ノ來ス行爲」を加え、同項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依ル許可ヲ得ルコト能ハザリシ爲損害ヲ被リタル者ニ對シテハ通常生ズベキ損害ニ限リ國庫之ヲ補償ス

第八條の次に次の二條を加える。

第八條ノ二　主務大臣ハ特別地域内ニ於テ特ニ景觀維持ノ爲必要アリト認ムルトキハ国立公園計畫ニ基キ特別保護地區ヲ指定スルコトヲ得

特別保護地區内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セズト規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　前條第二項各號ニ掲グル行爲

二　開墾、植栽其ノ他形質ノ變更

三　物件ノ堆積

四　家畜ノ放牧

五　焚火又ハ火入

六　爆發物又ハ容易ニ燃焼スベキ物件ノ貯藏

七　野生動物ノ捕獲又ハ高山植物ノ採取

前條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル許可ヲ得ルコト能ハザリシ爲損害ヲ被リタル者ニ之ヲ準用ス

第八條ノ三　第八條第三項及前條第二項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第九條第四項を削り、同條の次に次の一條を加える。

第九條ノ二　第八條第三項、第八條ノ二第二項並ニ前條第二項及第三項ノ規定ニ依ル補償金額ハ主務大臣之ヲ決定ス其ノ決定ニ對シテ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十條中「第八條第二項ノ規定、同條同項ノ許可ニ附シタル條件」を「第八條第二項（第十一條ノ二第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）若ハ第八條ノ二第二項ノ規定、第八條ノ三ノ規定ニ依リ許可ニ附シタル條件」に、「前條」を「第九條」に改める。

第十一條第四項中「通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ズ」を「裁判所ニ出訴スルコトヲ得」に改め、同項の次に次の一項を加え、同條末項中「第九條第四項」を「第九條ノ二」に改める。

前項ノ訴ニ於テハ補償ノ當事者ノ一方ヲ被告トス

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條ノ二　主務大臣ハ風景地ノ保護又ハ利用ノ增進メ都道府縣ニ對リ國立公園審議會ノ意見ヲ聞キ國立公園ニ準ズル區域ヲ指定スルコトヲ得

第八條、第八條ノ三及第九條ノ二ノ規定ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル區域ニ之ヲ準用ス

第十二條　主務大臣ノ諮問ニ應ジ國立公園ニ關スル重要事項ヲ調査審議スル爲國立公園審議會ヲ置ク

國立公園審議會ハ國立公園中央審議會及國立公園地方審議會トス

國立公園地方審議會ハ國立公園毎ニ置カルルモノトス

前三項ニ定ムルモノヲ除クノ外國立公園審議會ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條第二項を削る。

第十四條及第十五條を次のように改める。

第十四條　本法ニ規定スル行政官廳ノ徵收金ハ國稅徵收法ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第十五條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第八條第二項（第十一條ノ二第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定又ハ同項ノ許可ニ附シタル條件ニ違反シタル者

二　第八條ノ二第二項ノ規定又ハ同項ノ許可ニ附シタル條件ニ違反シタル者

第九條第一項ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條の次に次の一條を加える。

第十五條ノ二　法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　國立公園委員会官制（昭和二十二年勅令第一七六號）は廢止する。

理　由

國立公園における自然の景觀の損壞を防止し、これが保護の徹底を計り、且つ、利用施設の整備を容易ならしめる措置を講じ、併せて國立公園に準ずる風景地の保護を計り、以て公共の福祉に貢献させるよう、現下の要請にこたえるとともに、新憲法施行に伴う所要の改正を施す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○重政廣夫委員　ただいま議題となりました國立公園法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

國立公園法は昭和六年四月一日制定せられましてから、ここに十八年を経過いたしました。その間十三の國立公園が指定せられ、その保護利用がはかられて參ったのでありますが、法運営の結果に徴して、かつはまた、現在並びに將來の國立公園行政の運営を円滑ならしめるため、次與の景觀を國立公園として保護する面において、不充分な点を最少限補いますとともに、その利用促進をはかりますために必要な規定を追加する必要を認め、かつは關係方面からの示唆をも考慮に入れて、ここに國立公園法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

今回の改正案のおもなる点は、第一は、受益者負担及び原因者負担の規定を加えたことであります。すなわち國または地方公共團体が事業を行う場合に、その事業で利益を受ける者がある場合、またはその事業を行わなければならないような原因となつた工事を行つた者がある場合には、その利益を受ける者またはその原因となる行爲を行つた者に費用の一部を負担させることが妥当である場合があり、かつかくすることによつて事業を行うことも経済的に容易となりますので、國立公園事業促進のため他の類似の法律の例にならつて本規定を設けたのであります。

第二は、特別地域内で、水位水量の增減を來す行爲を制限し得るよう規定を加えたことであります。すなわち最近の電力事情によつて水力発電のための水の利用が各所に計画されているのでありますが、ともすれば渇水、河底等が露出し、または地貌の変化を招來する虞、自然風景の損壞を來すおそれがありまして、國立公園行政の面から、景觀の損壞防止と水力利用との調整をはかる必要がありますため、特にこの規定を設け、景觀の保持に万全を期したのであります。

第三は、特別保護地区を設定し、これが保護に關する規定を設けたことであります。すなわち國立公園においては自然景觀の維持は大きな眼目であり、かつ現在の世相より見てもこれが保護の徹底を期さなければ悔いを後世に残すことになりますので、現在の特別地域内で特に景觀の傑出した所を特別保護地区として指定し、景觀の損壞行爲を抑制して保護の徹底を期せんとするものであります。

第四は、國立公園法の準用地区を設定する規定を設けたことであります。わが國においては風景のすぐれた地域が多く、これらを國立公園に準ずる区域に指定して國立公園法の一部を準用し、その保護のためさしあたりの措置を講じますとともに、これら風景地の利用促進をはからんとするものであります。

第五は、國立公園審議会に關する規定を挿入したことであります。すなわち國立公園委員会に關する規定は、昭和十六年の改正において戰時中の委員会整理のため法律から削除されていたのでありますが、戰後國立公園法の民主的運営の必要から、昭和二十二年勅令による國立公園委員会として復活し、今日に及んでいるのであります。従つて、今回の法律改正に際して、國立公園審議会として、その職務權限を規定することといたしたのであります。その他特別地域に關し、新たな補償の規定を設け、あるいは裁判所に關する規定を改める等、新憲法に伴う所要の改正をはかり、また最近の情勢に合せて罰則の限度を引下げたのでありますが、要は、いずれも保護利用の万全を期するためのものであります。

以上、簡單でございますが、國立公園法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたしました。何とぞ御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いいたします。

○植川委員長　質疑に先だちまして、當局方にちよつと申し上げておきますが、ただいま宮崎保健局長が參議院の委員会に出席しておりますので、今お見えになつておりません。そこで、保護

局長以外の政府委員の方はお見えになつておりますから、一括して質疑といたしております関係上、皆様方もさよう御了承願いたいと存じます。丸山直友君。

○丸山委員　まず医療法の一部を改正する法律案に関して、お伺いいたしたいと思います。ただいまの提案の理由の御説明におきまして、現行規定の、廣告に関する規定が非常に厳重である、これを緩和したいということでありますが、その緩和になります一つの條件は、他の法令の施行を円滑にするためというような理由になつておると考えるのであります。しかし、先般私どもにお示しになりました資料では、技能、治療方法にわたる場合であつてもということが、実は改正の理由の中に説明されておるのでありますが、今日御説明の中には、技能、治療方法にわたる場合であつてもということがなかつたようであります。廣告し得る範囲を、特に必要と認める場合は、他の法令の施行を円滑にするためということが目的になつておるのでありますが、ああいう医師または歯科医師の技能、治療方法、経歴または学位に関する場合であつてもという方がおもなる理由になるのですか、これをちよつと御説明願いたい。

○久下政府委員　私からお答え申し上げます。廣告の規定の緩和の精神は、御質疑のように技能、治療方法、経歴、学位に関しましては、一切廣告をしてはならないというのが現行の規定でございます。それに該当をいたしましても、特別の場合には廣告のし得るようにするのが適当である場合があり得ると考えまして、改正案を提案いたした次第でございます。しかしながら、いかなる場合でありましても、どんどん厚生大臣がこれを承認し得るようにするというつもりではないのでありまして、主として他の法令の施行のために必要なものというようなことを、私どもとしてはさしあたり考えておる次第でございます。と申しますのは、具体的に例をあげて申しますと、顕著なものといたしましては、優生保護法という法律がございまして、これによつて人工妊娠中絶をなし得る医師は、各医師会から指定をされることに相なつておるのであります。その指定された医師以外の者は、人口妊娠中絶の手術ができないことに相なつております。一方におきまして、先ほど申し上げました医療法の規定を厳密に解釈いたしますと、これは技能または経歴を指定されたということを表示することは、身は、技能あるいは経歴、治療方法、いずれかを表示するものと解釈されますので、せつかく優生保護法によつて指定をされましても、そのことを表示廣告をすることができないという結果に相なるのであります。実際問題といたしましては、実は優生保護法の施行規則によりまして、指定医であることは、一定の規格を設けて表示し得ることにいたしておるのでありますが、医療法の建前から申しますと、この省令は医療法違反の省令になるのでございます。従つて、この際医療法にかような規定を加えまして、今のようなものを適法化するようにしたいというのでございます。この種の例は、現行保険法に基く保険医でございますとか、あるいは国民健康保険法に基く保険医でございますとかいうようなものにつきましても、同様に考えておるのでございます。そのほか、なお私どもとしても現に考慮中のものもございますけれども、主としてはそうした法令の施行の上において必要と認められますものを、さしあたり認めて行くようにいたしたいという考えでございます。これはあまりルーズにいたしますと、結局廣告の制限を厳重にいたしております根本の精神に反して参りますので、できるだけこの運用は厳格に制限をして参りたいと思つておる次第でございます。

○丸山委員　大体御趣旨は了解いたしましたが、これは厚生省管轄ではないかもしれませんが、労働者災害扶助法、いわゆる労災の指定医、これは労働省でありましたか、指定病院というものを先般つくられまして、これは厚生省でやることになつたことではないと思いますが、ある一定の設備を持つておるところを労災指定病院といたしまして、そこでなるべく労災は治療を受けるようにという意味で、労災による受診者の受診の病院の資格を認めたというようなことが行われたのでありますが、そのために、ある病院では労災指定病院という大きな看板を掲げておるのであります。こういうようなことは、今の御見解から言うとどういうふうになるのでありましようか。

○久下政府委員　私ども、実は具体的に労災指定病院の内容につきまして、まだ調査をいたしておりませんので、的確なお答えをいたしかねるのでございますが、お話を伺いました程度でありますれば、先ほど申し上げました健康保険の指定医でございますとか、あるいは優生保護法に基く指定医でございますとかいうものと同じように扱つてよろしいかと思つておりますが、お話の中にございましたように、厚生大臣がさようなものを医道審議会の意見を聞いて認める場合におきましても、その廣告の方法については、その規定に基きまして、厳密な制限を付するようにいたしたいと思つております。従つてお話にございました、いたずらに大きな廣告をしてこれを誇示するというようなことは、必らずしも必要でもございませんし、また反面弊害を生ずるおそれもございますから、廣告すべき事項のみならず、その方法につきましても、必要な定めができるようにさせていただくようにしてあるのでございます。

○丸山委員　労災のことは労働省が取扱つておつて、厚生省の所管でないことは承知しておりますが、厚生省がこういうことをやるためには、医道審議会に諮るとか、いろいろ慎重な態度をおとりになるのでありますが、労働省が労災指定病院を指定いたしますには、何らの機関に諮ることなく単独にやる。しかもこれは被保険者の利益というものを主体にしたものではございません。ただ取扱う自分の便宜上に指定したものであつて、一般の医院、診療所、病院その他の指定を受けないものに対して、受診を制限するような結果を事実上生じている。これは厚生省においては、所管が違つておりますために、これに対していろいろなことをなさることはできないかとは思いますが、しかし一方、優生保護法に関するものとか、健康保険に関するものとかでも、医道審議会に慎重にお諮りになるという建前から言いまして、労災指定病院というものは何らの機関に諮ることなく、かつてに単独に指定しておる。しかも大きな看板をもつて患者を集めたいということでやつておる。こういうことで、同じものを取扱う法が二つにわかれて、かくのごとき差が生じて来るということは、おもしろくありません。これに対しては、何か手をお打ちになる意見はございませんか。

○久下政府委員　先ほど申し上げました通り、私どもは的確に、どういうために指定し、またいかにこれを運営しておるかということにつきまして、調査しておらないのでございますが、お話のような筋合いでありましたなら、私どももさつそく調査をいたしまして、いずれにいたしましても、これは医療法の建前から申しますれば、現行法ではさような廣告は許されないということになつております。ことにこの改正に基きまして認める場合には、御指摘のように、十分私どもの方としては、その必要性を調査いたしまして、私どもがこれをやりますのは——法の適用は、一般国民の利便のためということを考えておるのでございますから、そういうことがない以上は、特に廣告する必要を認めないと考えますので、さような面も十分調査をしたいと思います。

○堀川委員長　それでよろしうございますか。

○丸山委員　よろしうございます。

○堀川委員長　それでは河野金昇君。

○河野(金)委員　私ちよつと遅れて来たので、あるいは前に話が出たかもしれませんが、厚生省設置法案が議題になつておりますか。

○堀川委員長　厚生省設置法案は議題

になつておりません。

○河野(金)委員　それでは、それはあとでお伺いしますが、国立公園法の一部改正に関連してお尋ねいたします。一体この国立公園というものは、厚生省の管轄なのか、それとも運輸省や何かの関係はどういうようになつておりましようか。そういう問題からお聞きしたいと思います。

○鍋島政府委員　ただいまお尋ねの国立公園の行政所管の問題につきましては、厚生省といたしましては、国立公園の地域内における施設の整備改善を、国立公園計画に基く国立公園事業として、国あるいは行政官庁をして執行せしめる建前をとつております。これに反しまして運輸省といたしましては、国立公園その他の景勝地あるいは観光地帯に旅客を輸送するための観光バス、あるいは旅客輸送施設、その他旅客運輸に関する宣伝、誘致事業、さらに進んでは、従来は国際観光局におきまして、外客の誘致設備に関する事業をやつておつたわけでございます。仕事といたしましては若干重複する面がございますが、現在の段階におきましては、国立公園あるいはそれに準ずる景勝地の施設の整備は厚生省で行い、それに関する旅客の誘致については運輸省で行うというふうに考えて、調整をはかつておるわけでございます。

○河野(金)委員　戦争を放棄した日本が、これから立つて行くには、やはり国立公園というものは、外貨の獲得やら、いろ〳〵な意味においても非常に必要なことだと思います。昨年米国の内務省から国立公園を調査に来た人の報告を、私はあるところから手に入れたのでありますが、今度の厚生省の機構改革などを見て、非常に不満に思つておられるやに承るのであります。あるいは厚生省へもすでにそのメモランダムが行つておるかしれませんけれども、むしろ今日の段階においては、国立公園というものは、厚生省では今度は公衆衛生局の中の課か何かに置かれるように承つておるのでありますが、厚生省だけでいけないものなら、あるいは厚生省と切り離してでも、もつと総合的な国立公園を考えて行くお考えはないか。厚生省としては、あくまでこの小さい機構のままやつて行かれるのか、それともう一歩進んで、総合的なものにまで発展拡張されるところの気持があるかどうか、承りたいと存じます。

○厚政府委員　お説の通り、国立公園部というのは、現在公衆衛生局の一部に相なつておるのでありまして、機構改革に際しましても、国立公園部は、現在の行政の重要性から見まして、当然存置させなければならないという考え方で、一応存置と相なつておるのであります。将来の対策につきましては、政府といたしましても、これがまことに重要なものと認めまして、観光行政の一環といたして考えて参りたい。今まで国立公園は、戦争中からずつと考えられておつたように、一つの国民の公衆衛生の立場からのみ観く考えられておつて、国民の健康ということを主として考えて参つたのが実情でございます。しかし将来の日本におきましては、観光ということに一層重点を置いて運用して行くことが適当な段階に徐々になりつつあると考えるのでありまして、そういう意味から行きまして、将来この国立公園というものが、衛生という面、それから景勝保全という面からのみでなく、今のお説のような、日本の一つの目に見えない、尽きない資源の輸出という意味にこれを活用することが最も適切だと考えますので、そうしたことを考えますときに、これは当然一つの単独の庁という形に取扱いまして、そうして現在の国立公園部、さらに運輸省の所管としてありまするところの観光局と、こうした機構が一体となりまして、一つの別個な総合的な機関と相なることが一番望ましいのではないかと、かように現在考えておる次第でございます。

○河野(金)委員　この観光事業の問題は、いつも厚生省と運輸省との間に、何かなわ張り争いのようなことがあつて、かえつて目的をはずれる場合が多い。従つて昨年ですか、そういう運輸省とか厚生省にこだわらない、内閣直属の機関を設けるという話がありましたのですが、あれは一体できたのですか、それとも話だけで終つたのでしようか。もし厚生省の方でわかつておつたらお聞かせ願いたいと思います。

○鍋島政府委員　昨年八月に、貿易再開後の観光客の来遊状況並びにこれの諸外国の通信報道によりますと、日本に対するツーリストの誘出が相当計画的に、アメリカ並びに関係諸国で計画されておるという情勢に鑑しまして、政府におきましても、観光事業審議会を早急に設立いたしまして、関係各省の総合統一した計画を具体化しなければならないという目的のもとに、昨年の八月、観光事業審議会が内閣に設置されたわけであります。設置されまして以来、ほとんど毎週審議会の幹事会を開催いたしまして、一應の答申案を得たのでありますが、その答申も十数目にわたつておりまして、今なお審議途中であります。現在までその項目として取上げましたものは、大体六点ございまして、まず第一点は道路の整備に関する計画、第二点は宿舎の整備に関する計画、第三点は観光地における休養、保健、娯楽施設に関する計画、第四点は観光車輌及び船舶の整備に関する計画、第五点は国宝及び史蹟その他天然記念物の保存に関する計画、第六点は――項目の順序は前後しておるかもしれませんが、外貨導入に関する資金の融資に関する計画というので、大体現在まで六項目を取上げまして、それぞれ結論に到達して、政府に答申の形で建議いたしたわけでございます。その中には資金資材面において、日本の経済再建あるいは安本の計画に伴うわくの中に入るものと入らないものとあるのでございまして、一應三十五億ばかりの経費を、観光事業整備費として最初立案いたしたのでありますけれども、ドッジ・ラインで、そういうことを認めることはとても困難な情勢でありましたので、結局五億ぐらいに圧縮して、それを認めることにしたらどうかというような話になつておつたのであります。そこへ道路の整備に関する向うの指令があつたりいたしまして、これらはなお現在の段階においては、具体的に取上げる段階にはまだ至つておらないということで、各省において努力中でありますけれども、まだ予算面あるいは法令の面において具体化しておらない現状でございます。

○河野(金)委員　その内閣に置かれた観光事業審議会でございますか。それは総理庁の中に事務局でもあるのでしようか。ただときどき関係各省の委員の方がお寄りになつて、そういう審議をなさつて、政府に答申なされるだけでございましようか。常設的に何かありましようか。

○鍋島政府委員　内閣におきます観光事業審議会は、一應総理庁審議室で経常的な事務を取扱つておりますが、なお民間の協力を求めなければならないという趣旨から、官庁側及び民間側から常任幹事が出ておりまして、官庁側の常任幹事は官房次長がなつておられ、民間側の常任幹事は、武都全日本観光連盟事務局長がなつておりまして、この両幹事のところでそれぞれ幹事会あるいは委員会を招集いたして、事務を促進いたすことにしているわけであります。

○細川委員長　何委員。

○何(宮)委員　国立公園の改正法案について一点だけお尋ねいたしたいと思います。改正の要点の第二に、水位、水量の増減を来す行為を制限し得るというような規定があるように承知いたすのでありますが、現在の日本におきましては、未開発電源の開発はすべての各党が党是として取上げている重要な問題であります。単に電力と動力を確保し補給するのみならず、治山治水の面において、農林産業の再建復興にも重要な役割を果し、ひいては農山村の生活文化の水準の向上にも、一石五鳥の策として各党が取上げている問題であります。現にわが石川県におきましても、手取川の国立公園に指定されておる水源地帯におきましては、すでに未開発電力の開発事業の第一工事が進められておるのであります。このよ

うな点から申しまして、先ほど來の御趣旨のように、われ〳〵が観光資源を活用して外貨の獲得をするということは、殺も必要のことだと信じておりますが、あわせてまた産業の復興、民生の安定のために、未開発電源の開発という事業も当面重要な意義を持つておると思うのであります。たとえば今申しましたような石川縣の國立公園地帶内において、すでに未開発電源の開発事業が進められておる。これは確かに五十メートルあまりのダムをつくりますから水位等の増減は著しいものがあるのでありまして、それがこれまでの風致景形を破壊することは当然でありますが、そういうような面におきまして、厚生省当局といたしましては、何らかの調査の策について具体的な用意がおありかどうか承りたいのであります。

○鎌島政府委員　お説の通り水位水準の制限をいたしますことは、日本の水力資源ひいては電力資源の開発を促進するかに一應見受けられるわけでありますが、國立公園の風景を保護する観点から水位水量を制限いたしますことは、私どもは水位水量の制限をするというよりも、むしろその工事の施行方法その他風景地帶の発電工事の態様いかんによつて、さらに風景を増すこともあり得るし、またその地方の運輸交通を促進する利点もありますので、それらを総合的に勘案いたしまして、風景の調和と水力の利用というものを総合的に計画的に開発して行くように、調整すべきではないかというふうに考えておりますので、必ずしも水位水量を制限することのみ主体として規定を設けておるわけではないのでございます。

○岡(眞)委員　ただいまの御趣旨はよくわかりました。ただお願いいたしたいことは、そういうような大きな問題が、ともすれば対立的な立場に置かれて來ると、從來のセクショナリズム的な行き方でもつて、民生の安定、産業の復興に大きな寄與をなすところの未開発電源の開発が、こういう法規によつて大きな拘束を受けるということは、國民一般といたしましても、まことに不幸なことだと思いますので、そういう現実の問題に当りましたときには、大局的な観点からひとつ御考慮願いたい、このようにお願いいたしておきます。

○丸山委員　先ほどは医療法の改正の目的となつておるところを御質問申し上げたのですが、今度お伺いしたいのは、改正目的となつておらない事項なのです。久下さんにお伺いいたします。医療法第十三條には「診療所の管理者は、同一の患者を、四十八時間を超えて收容してはならない。但し、臨時應急の処置を施した患者であつて四十八時間以内に移送することが著しく困難であるものについては、この限りでない。」そしてその場合には「当該診療所の管理者は、遅滞なく、その診療所所在地を管轄する保健所の長にその旨を届けなければならない。」となつておりますが、四十八時間以上にわたつて置かなければならない場合に、一回届け出ましたならばどのくらいの期間置くことができるのでしょうか。患者が大体に動き得るようになるまで、その後は届け出なくてもいいのですか。この点の運用が実際はどうなつておるかということ、また今までに届出がどのくらいの数になつておるかということを、まず第一にお伺いしたいと思います。

第二番目は附則におきまして、旧來の規定で許可を受けたものは三年間は今度の新しい規定の適用を免れておるのですが、新しく開設される診療所は適用されることになつております。ところで実際の状況といたしましては、現在の病院の規定としては、ベッド数が二十以上となつておりますが、二十以上のベッドを持つ病院を新しくつくることは資金、資材の関係で非常に困難である。そこで地方に新しく病院をつくります場合においては、診療所の形体においてつくる場合が事実上多い。それを希望する者が多いのですが、そういうような人たちが新しく二十以下のベッドを持つ診療所をつくる場合には、その新しいものは全部四十八時間以上は置けないという規定が適用されるので、実際的には手術を必要とする耳鼻咽喉科とか、婦人科の人たちは、新しくつくるものは非常に困難を感じておるのであります。これに対して、何らか緩和規定をつくられるような余地はないものでしようか。またそういうことは不都合であるとお考えになりますか、あるいはそんなことはないとお考えになりますか。

○久下政府委員　診療所の四十八時間制限に関する御質問でございます。まず先に一度届出をいたしたあと、さらに制限があるかということでございますが、届出をいたしましたあとは別段制限を考えておりません。實にやむを得ざる事情があれば、收容してなおるまで置いていただいていいという建前でございます。それから次のお尋ねの届出が何件あつたかということですが、まだ報告が來ておりませんので數字を申し上げることができないことを御了承いただきたいと思うのであります。

それからお話の通りに、二十床以上のベッドを持つ病院をつくることは、今日の経済状態から困難である。しかも一方においては、新しくつくられる診療所は四十八時間の制限が適用されるために、診療上支障を生ずるおそれがあるということは、私どもも若干ないとは申し上げられないのですが、ただ四十八時間制限を設けました趣旨、並びにそれに関連する医療法全般の基本的な考え方を申し上げておきたいと思うのであります。この四十八時間以上を越えて診療所では患者を收容してはいけないという規定を設けましたのは、最近におけます医学の進歩に伴い、医療の実体から申しまして、入院治療を要しますような疾病につきましては、それ〴〵相当な設備を必要とする。その設備がないようなところで行います治療は、大体今日の医学から申しまして、不完全な医療たるを免れない。そこでこういうような設備を要求するということになりますと、どうしてもベッドの数は二十床以上でないと無理であろうというような考え方から、四十八時間の制限が生れたわけでございます。さらに付け加えて申しますれば、診療所におきましては、近代医学の要求するような設備を整えることは、経済的に無理であるということを考えまして、そうした設備の不完全なところにおいては、いわゆる入院治療というような完全な医療が行えないという考え方から出ておるものでございまして、從つて診療所における入院治療を四十八時間に制限をする。医療法ではかような点を考慮いたしまして、公的医療機関制度を設け、またこれに対する補助というような制度もつくりまして、一面において大きな病院施設を全國に普及するというような考え方をとつておるのであります。かような考え方に基きまして医療法全体が組まれておりますが、そのために多少起さます実際上の不便はあると考えるのでありますが、しかしながら日本全体の医療内容の向上をはかるという大きな方針からこの制度が生れたものと私どもは理解しておりますので、從つて私どもとしては、できるだけ早く日本全國に適正な病院設備の普及をはかるような方面に努力をいたしたいと思つておるのでございます。ただ本年度は御承知のような財政事情から、この方面における予算も僅少でございまして、ちよつと首を出したという程度にも至らないわずかなものでありますので、今申し上げたような基本的診療機関の整備というような点からは、本年一年間は、ほとんど見送らざるを得ないような実情でございます。基本的な医療法の考え方が実現し得ませんでしたことはなはだ遺憾に存じておりますけれども、できるだけ早い機会に、ただいま申し上げましたような構想に基いて医療の基本的な制度を確立したいと考えておるのでございます。

○丸山委員　この法の精神はよく私ども承知しておりますが、日本の公的医療機関を拡充してりつぱなものにして行きたいということは、厚生省へ他の方からの御要求もあると聞れ承つておりますが、これは事実だろうと思います。しかし今の日本の情勢といたしましては、とてもその理想を実現するよ

うな施設が早急に行くとは考えられません。ただこの法律があまり厳重に行われますと、現在の地方の実情を申しますと、これは耳鼻その他の実例でありますが、入院させる場合には、四十八時間以上置いてはならぬ、置く場合にはいろ〳〵な手続がいるというので、まことに不都合であります。だから入院させないで患者の自宅で手術して、自宅に寝かして置くというような方法が行われておるのであります。これは手術後に医者が患者を看護するという面において、やはり医者の手元に置く方が都合がいいのでありまして、いろ〳〵な危険を防止する上においても必要だと考えます。しかしこの法律がございますために、医者がその手数をいやがる、あるいはそういうような入院設備をつくつても、実際にこれを利用することに制限を受けるから、あまり建築に費用をかけて、そういう病室などはつくらないで置こうというような考えから、事実上患者の自宅において手術することが行われておる。これは治療上かえつて悪い結果を来す。この法律でよくしようということが、結果としてはかえつて悪いことになつておるというようなことがありますので、この入院は四十八時間以上はいけないというようなことは、今急にかえるということは困難かと私は考えておりますが、この取扱いに対しては十分なる御留意をお願いしたいと考えます。

○久下政府委員　御指摘のようなこと、あるいはその他の面につきましても、私どもとしても実はこの四十八時間制度につきましては、いろ〳〵な事情があることを聞いておるのであります。ただ先ほど申し上げたような根本的な考え方から出ておりますものだけに、これを再考するとかあるいは改正ができるのだということをちよつと申し上げかねるのでございますが、運用の面におきましては、御指摘のような点を注意して行きたいと思つております。

○堀川委員長　田代委員にお諮りいたします。今保険局長が見えていないのですが、その他の点で何か……

○田代委員　保険関係はあとから質問さしていただくとしまして、ただいまそれ以外の点で質疑應答されておりますが、これはまだ正式に審議しておるわけはないのでございますか。

○堀川委員長　これは理事会でお話し申し上げましたように、実は一括して今議題に供しておるのであります。正式に付託されたものと、そうでなしに予備審査をやつておるものと二つになつておるのでありまして、予備審査をやつておる方は、御承知のように参議院が先議をいたしておるのであります。本委員会では付託になりましたら、でき得る限り早く法案を通過さしていただきたいと存じまして、予備審査をいたしておるような現状であります。質疑は皆さま方の御随意によつてやつていただいておるのでありますが、正式の質疑をやつておると同様のつもりで、ただいま議題に供しておるのであります。

○田代委員　わかりました。

○堀川委員長　では社会局長以外に御質疑はありませんか。

○苅田委員　法律の質疑ではないのですけれども、いろ〳〵な手続のことについて、少し御質問したいのです。第一番に、法案たりそれについて参ります資料が非常に遅れているのです。私どもは始終このことについては、専門員の方や次官の方にも、できるだけ早く法案やそれに要する関係資料をまわしてもらいたいということをしば〳〵お願いしておつたのです。傳染病予防法の一部を改正する法律案やこれに関する資料も、この委員会へ来て初めて配付されたわけでありまして、これでは審議上非常に支障を来すと思いますが、これはどういうわけでありましようか、次官の御答弁をお願いいたしたいと思います。

○厚政務次官　そうした予備知識をたくさん持つていただくために、お手元に早く書類の配付ができることが最も望ましいので、厚生省といたしましても、できるだけ早くそうした処置をとるように努めて参つたのでありますが、私が持つております第五回国会提出予定法案の刷物を見ましても、ただいまお話の傳染病予防法の一部を改正する法律案という名前はありますが、現在の状態におきましては、御承知でございましようが、司令部の関係、しかもPHWS、あるいは、GS、あるいはESSというようないろ〳〵な部門の承認を得て初めてここに提案になるのでございますが、これはまだPHWS、あるいはGSの承認も得ておらないでプランになつております。そういう関係で、はつきりと提案するだけの運びにならないために、正式なものを皆様の手元に差上げることが非常に遅れ、承認を得ましてからただちに、まことに不体裁なガリ版ではございますが、こうしたものを大急ぎでつくるという差過つたことになりまして、私どもの志ともちよつと沿わない点がございますけれども、いろ〳〵そうした情勢を御了解すつて、悪しからず御了承をお願いしたいと思います。

○苅田委員　次官の御説明は一應了解するのでありますけれども、しかし傳染病予防法の改正にしても、国立公園の法案にしても、公報によりますと二十五日には委員会に付託になつたと書いてあります。そうすれば、少くとも昨日はわれ〳〵の手元に届いているわけではないかと思いますが、その点いかがですか。

○厚政務次官　政府から衆議院に提案になつたのは一昨日でなかつたかと記憶しておるのでございますけれども、私もその活版刷りを一昨日政府委員室で入手したような次第でありまして、そのときはもうすでにできておつたということを承知いたしております。

○苅田委員　そうでございましたならば、委員会の席上で渡されるのでなくて、前日にでもせめて渡していただけば、われ〳〵の方では勉強して審議する余裕もあつたと思うのです。いろいろ支障もありましようが、政府の方ではぜひそういう事務を早く運び、なるべくわれ〳〵に便宜をはかるよう今後とも一層御努力をお願いしたいと思います。従つて私は傳染病予防法一部改正の法律案、並びに国立公園についての質問は保留さしていただき、いよいよ審議に入るときにあらためて質問さしていただきたい、こういうようにお願いいたします。

次にもう一つお願いいたしたいのは、これはたび〳〵申し上げるのですけれども、この委員会に厚生大臣がお見えにならないことについてです。今度の法律の改正はこの国立公園の問題でも、また今度出る健康保険法の問題にしましても、これがただちに国民の特に勤労大衆の健康の上に大きな重圧になる非常に大きな問題が含まれておるということを、おそらく厚生省としても考えておられるだろうと思うのです。しかも最近非常にたくさん法律案も出ておるのに、責任の衝にあられる厚生大臣が一度も委員会にお出にならない。以前私どもがこのことを要求いたしましたら、今予算を審議しておるので出られないということを言われたことがあつたのですけれども、最近また病気で出られないというようなことを言つておられます。われ〳〵としては政府がはたして国民の厚生行政にどれだけ熱意を持つておられるかということに対して、非常に疑問を持つわけなのです。話に聞きますと、民自党の厚生委員会の方が、先だつて厚生大臣に会つたらば、委員会が要求すればいつでも出るよということを言われたと私は聞きしているのですが、それではこの間からしば〳〵厚生大臣に出ていただきたいということ言つているのが、はたして通しておつたかどうかということさえも疑問だと思います。私は責任のある方がおいでになつて、よくわれ〳〵の審議にも加わつていただいて、それを閣議にも反映していただいて、できるだけ今非常に幅が縮められようとしている国民の健康のための施策についても、もつと熱心にやつていただきたいということをお願いしたかつたのです。この点について次官の御答弁をお願いしたいと思います。

○堀川委員長　苅田委員に申し上げますが、この本印刷の法律案は文書箱に入るのであります。ガリ版刷りは委員会に来るのであります。本日皆様方にお渡ししましたガリ版は、昨日の夕方受取ったのであります。それから国立公園の法案はきょう始まってから受取ったようなかっこうになっておるのであります。

それから厚生大臣の出席に対しましては、私の方からも特によく言ってあるのでありますが、法律案が出たら何とかして出て行く、こういうお話であったのですが、ただいま御承知のように御病気でどうも出て来られないという現状でありますので、御了承を願いたいと思います。

○苅田委員　私どもも病気というだけではなかなか承服できませんので、どういう病気でいつごろになったらおいでになれる見透しがあるのか、その点について後刻でもよろしいのですが承りたいと思います。

○重政政府委員　この前の委員会の際、松谷委員から御発言がありまして、厚生大臣の出席を強く要望せられましたので、ただちに厚生大臣にその由を申しまして、できるだけ早く本委員会に出席できるように、すべて内閣の方の準備を完了しておいていただきたいということを強く要望しておったのであります。大臣も了承されまして、できるだけ早くそういう準備をして、法案の審議が正式に始まるまでには出られるように準備をしておくからということであったのでございますが、はからずも大臣が――病気と申しましても、神経痛なのでございます。それで注射をして、手当をしてずっと休んでおられるのでありますが、聞くところによりますと、もう一、二日のうちに立てる、こういう状態でございますから、必ず間近い委員会に出られることと予期しておりますから、どうぞそれまでお待ち下さい。

○堀川委員長　議事進行について……。ただいま苅田委員からの、当局大臣がきわめて不熟心であるというお言葉は私も同感であります。しかしながらそれがためにいろいろのことを保留して、大臣が出て来てから聞こうと言われることについては、私いささか意見があるのです。それはすでに今明日のうちに上げなければ、厚生年金の問題だとか、健康保険の問題などは、被保険者あるいは関係者に対する給与が遅れるというような、きわめて重大な事態になっておるということを非承認いたしておるのです。それにつきましては、便宜上事前に審議もやろうというような皆さんの好意によってこれは進んでおることなのであります。苅田委員の御説もごもっともでありますが、しかしながら多数の者の受ける損失、それからこれは病院にも非常に重大な関係をもつ議案なのでありますから、さらに皆さんが熱心に議事の進行をおはかり下さっておるのですから、当局大臣が出て来るまで保留するというようなお気持でなしに、続々進行していただきまして、できれば今明日のうちにこれを上げていただくように、議事の進行をお願いいたしたいと思います。

○堀川委員長　この審議権の問題でありますが、地方に帰りますと、皆さんから言われるのです。代議士はろくでもない法律ばかりこしらえて、迷惑するのはわれわれ国民だ、こういう御批評を受けるのでございますが、審議権がまずわれわれに十分に與えられないで、いつも政府にイニシアをとられた法律が通るということによって、今日の政治の貧困を来しているのではないかと私は思うのでございます。この点につきまして同じわく内におきましても、その筋に対しまして、政府側にもう少し努力の余地があるのではないか、私はそういう氣がいたしますので、再次官の御答弁も了承はいたしますけれども、この間の内閣との合同審議にいたしましても、分厚い書類を四つも五つも目の前に出されて、そこで審議をしろ、こういうことで審議しろと言われましたら、何のために私どもはここに上っておるのかわからない。歳費ももらっておるのですから、できるだけ早く書類がわれわれの手にまわるように苅田委員の意見とあわせてお願いいたしまして。

○田代委員　今の問題に関連するのでございますが、実は先ほどちょっと承りますと、重要な健康保険の一部改正の問題、厚生年金の問題、それから社会保険の診療報酬の問題、こういう問題は非常に取急がれておる。明日までに大体上げて、二十八日の本会議にかけたいという御希望のようでありますが、どうもこの審議権の問題で私どもが審議しておるのか、外国人が審議をやっておるのか、はなはだわからないような状態になるのであります。もしそういうことであれば私たちは二十八日までに上げたければならぬというようなことではどうもならぬのでありまして、実際に厚生当局としましても、またわれわれとしましても、何日からいうようなことで、わずか一日か二日でぱたぱた上げてしまって、その前に非常に時間をかけるというようなことになれば、まったく意味がないのでありますから、この委員会といたしましても、あるいは政府といたしましても、はっきりこういう重要な全人民に関する問題については、十分審議をする必要があるからということを、もし外国関係におきましてひまどりますならば一本はっきりそういうことを申入れなり何かされたかどうか、またされる必要を感じられないかどうかということを私は御答弁願いたいと思います。

○重政政府委員　政府といたしましても、できるだけそうした法律案が十分御審議を願われることが必要でもあり、また当然であると考えておるのでありまして、私どもの方の手続といたしまして、その点に関連して迅速を旨んで参っておるのでありまして、すべて折衝しておりますところの所管官廳のPHWSという方面に承認を求めて書類を提出いたします。そこの承認を得ましてそしてGSへさらに提出するのであります。そうした期間をここに書いてありますが、たとえば、四月二日に承認を得たものは四月二日にただちにGSへ提出してあります。また四日のものは四日、五日のものは五日、翌日にまわったものがただ一つ、時間の関係でここに遅く参ったので、翌日にGSに提出になっておる次第で、もうすべて、できるだけ余裕をおかないで処理して行くように努力して参っておるのでありまして、その点なお私どもの方として、十分でないというおしかりを受けてもやむを得ないのでございますが、今後もできるだけ御趣旨に沿うようにして行きたいと考えております。

○田代委員　御趣旨に沿うとおっしゃいますが、はなはだ消極的、受身で、どうにもならないのでありまして、われわれがはっきり審議するのであるということを、的確にこれはやっていただきたいと思います。外国人が審議するのでなくて、日本人の健康、あるいは社会保障に関する政策を、われわれ日本人の代表者が審議するのであります。すべてこういう健康保険の問題なんかは、非常に重要な問題が含まれておりますが、これを一日か一日半のうちに片づけて、そして五月一日からこれを施行するということになりますならば、これは非常にいい法律でありますが、これが非常に不利益な法律であります、これが非常に不利益な法律であります、大被害を受けるわけであります。そういう点で私たちは、もしそういう手続がどうしてもとれないというならば、国民に大被害を與えるような法律を、二十八日までにぜひとも上げてくれという希望は出していただきたくないのであります。そういう点をはっきりお願いいたします。

○苅田委員　第一健康健保険の問題は保険局長がおられないですから、今日は審議できないのじゃないかと思います。そうすれば、結局政府の方で審議してくれとおっしゃいましても、これはもう無意味だと思いますから……

○堀川委員長　実は今、午後から保険局長がここに来るか来ないか、参議院の方に聞きに行っておりますから、そ

の間、何かほかに御質疑がありましたならば……

○岡(夏)委員　関連した事項でもございませんが、政務次官にお伺いしたいと思います。私ども実は、二、三の府県医師会長から、今度機構の改革に伴つて、府県の衛生部が廃止されるやに承知しておるのであるが、これはゆゆしい問題であるからという請願、陳情を受けておるのであります。現在保険衛生は、新しい民主的な立法ないし施設等とともに、新しい展開を期待されておるのでございまして、県民なり、関民より、ひとしく期待されておるのでありまして、石川県等におきましても、保険衛生行政は、県政の六大施策の一つとして取上げている状態であります。単に石川県のみならず、他府県におきましても、かかる状態があるものと推定いたすのでございますが、厚生省の御指導の方針といたしまして、地方衛生部の存廃について、どういう御見解を持つておられますか、承りたいと思います。

○重政府委員　過去の地方衛生部の存立を必要としておつたということは、ひとしくこれは認められておるのでありますし、また現在におきましても、その必要をなお痛感しておるのであります。しかし一方におきまして、また行政の簡素化という点から行きまして、あるいはその名前がなくても、実際の仕事の面において包含されて来て、仕事にさしつかえのないというところも、また聞き及んでおるのであります。しかし大体におきまして、これは原則としてはやはり必要であるということからいたしまして、ある特殊な県にありまして、財政上その他の立場から、なくてもいいという解釈をするところは、その県の方針に一致させて行くというように私は考えております。

○曼委員　そのことにつきまして、ちよつと関連いたしましてお尋ねいたします。私この間、内閣委員との合同審議のときに質問いたしましたが、はつきりと存置いたしますという明確なお答えがあつたのでありますが、今の次官のお答えと少し違うように思いますが、その点はいかがですか。

○重政府委員　私の申しましたのは、原則として設置させるということは、今あなたのおつしやる通りであります。しかしまた、非常に小さい県等におきまして、これが必要でないからというようなことで、県の方でこれを類似の課と仕事を一本にしてもいいというものには、その要望をそのままれて行つた方がいいのじやないかというように大体承知しておるのであります。

○後藤委員　次官がちようどお見えになつたので、ちよつとお尋ねしておきたいと考えます。助産婦の國家指導といいますか、助産婦の技術を向上させるために、國家の指導をやる場合があるそうです。そうした場合に、零細なる収入のもとで、國家指導を受けるために遠方に出て行く。しかも一週間も出て行くということのためには、莫大な費用がいる。とても現下の収入ではまかない切れない。ところがそれに対する國庫の補助というものは、ほんのわずかなものだと聞き及んでおるのでありますが、一体どのくらいな補助が出ておりますか。また今後はどういうようなお気持であるかということを、一應拝聴いたしたいと思います。

○重政府委員　不勉強で、ただいまその話の内容を初めて承るので、わかりませんでしたが、今お聞きしましたのですが、それは、今まではそうした訓練は、御承知のように七つのブロックにわけまして、そのブロックごとにやつていた関係上、距離、地域その他において、非常に不便があつたということからいたしまして、今度かえまして、これを県単位でやるようにとりはからつて、費用の節減も、またそのことの迅速化もはかつて行きたいというように考えておるのであります。費用の点につきましては、遺憾ながら、それに対して特殊な費用として計上するものではなく、県の財政に一括されまして、これをまかなつていただく、かように現在考えておる次第であります。

○後藤委員　優生法の問題と、そして現下研究を続けておる産児制限などということとにらみ合せて、將来助産婦に対する職業上の不安定というものが非常に増大して来ると思うのでありますが、それらに対して、厚生省は何かお考えがありますか、ございませんか。

○久下政府委員　ただいまの御質疑に対してお答え申し上げます。御指摘のような点が全然考えられないとは思つておらないのでございますが、実は一面におきまして、新しい法律によりまして助産婦の教育が六・三・三を本案として三年間看護の教育を受け、さらにその上一年間というように非常に高いものが要求されまして、これが昭和二十六年度から実施せられることに相なつておるのであります。従つて実は私ども心配しておりますのは、むしろ御懸念の点とあるいは反対かもしれませんが、はたしてそういう高い教育によつて、制度の実体としてはよいと思いますが、実際の志願者が十分来てくれるだろうかどうかということを心配しておるのであります。従つて両々正反対の事実でございますので、そういうような点は私ども心配しておりません。むしろ社会の必要とする助産婦というものが、新制度が実施されまして、十分に得られるかどうかということを懸念しておるくらいであります。

○床次委員　この機会にちよつと一言お願いしたいのです。先ほど地方におきまする衛生部の問題につきまして、政府委員から御答弁がありましたが、実は地方衛生部の問題は、必ず置いていただけるものと安心しておつたものでありますから、これに対して特に強く御要望申し上げなかつたのでありますが、多少地方の状況によりまして、これが動揺するということがありましては、まことにこれは厚生行政から申しまして遺憾だと思います。現在各地方の状況を見ますと、どの府県の状況を見ましても、これがほかのものと一緒になつてよいという状態ではないと思います。でき得べくんば厚生委員会といたしまして、地方の衛生部を存置するという方針のもとに地方々々の審議にあたりまして十分厚生委員会の意思を尊重してもらうというふうに、ひとつ委員長の方からその方へお申入れをしていただいたらいかがかと思います。

○堀川委員長　ただいま床次委員からの御発言に対しまして御異議ないと思いますから、さようとりはからうことにいたします。

○床次委員　国立公園に関しまして、一言御質問しておきたいのです。今までは国立公園の設置に対しましては、場合に応じをふやされないように見えましたが、今日観光産業の立場におきまして、必要を感ぜられておるからであります。できるだけ観光に適当な所は国立公園に指定し、あるいはただいま法案になつております準用地というような形におきまして、でき得る限り將来の観光産業の発展の道を今日から考えるということが必要かと思いますが、御当局の方針はやはりさようにお願いしたいのです。先ほど地方に積極的にこれをある程度まで数をふやすというような考え方を持つておられるかどうか、まず承りたいと思います。

○後藤政府委員　ただいまのお尋ねの点につきましては、厚生省といたしましては、従来とも国立公園の設置箇所について、いろ〳〵検討を加えて参つたのでありますが、ただいまお話の通り、最近国際情勢緊張の見地から、観光産業として今から準備をして、將来に備えなければならない点もございますし、また日本列島は地理的にも、地学的にも、気候学的にも、御承知のように世界的な特徴を持つておりますので、できるならば世界的な価値ある場所は国立公園として、現代のみでなく、後代の国民のためにも供用し得るように保護、利用の施設を講じたいと考えております。それでありますから、数につきましても現在十三でございますが、必ずしも十三に限定いたしませずに、少くとも二十箇所内外の必要な箇所を国立公園として選定いたしますとともに、国立公園に準じまする自然景勝地を国立公園法の準用により

まして、保護、利用の計画並びに施設の設備について育成指導して参りたいと考えております次第でございます。

○床次委員　従来国立公園の選定にあたりましては、自然のままであるということを非常に重視して、人工が入つたものにつきましては、なるべくこれを除外するという方針がとられておつたように承るのであります。また相当開発されたところは、一般の農業その他に、国立公園法の適用によりまして大分制限が加えられて、住民が不自由を感ずるということは確かにあつたと思います。今後観光産業という立場から見ますと、できるだけ国立公園法による事務と申しますか、制限を軽くしながら、しかもその目的を達するように運用していただくことが必要なのじやないかと思うのであります。私どもの郷里なんかまだ〳〵この点におきまして、将来国立公園に入るべきところがあるのであります。まずその方針につきまして、できるだけ地元の負担と申しますか、制限を少くして、国立公園法を広く運用して行く考えがあるかないかということを承りたいことが一つ。もう一つ、この参考資料にありますます国立公園その他の景勝地調査、将来の国立公園の候補地となるべきものがあがつておりますが、これではまだ〳〵漏れておるような気がするのであります。これはどういう意味の標準でもつて景勝地というものがここにあがつておるのか、事務的のことでありますが、その点承りたいと思います。

○鍋島政府委員　従来国立公園の選定標準といたしましては、国土の傑出しておる景観地でありまして、日本のみならず世界的にも誇示し得る景勝の地であることが第一点、第二点といたしましては、その地域の自然科学的あるいは動物学的、植物学的、あるいは地質学的、その他諸般の観点から價値ある地域であること、第三点といたしまして、ここが非常に利用の中心より近い、あるいは利用しやすい地域であること、第四点といたしましては、史蹟その他名勝、建造物その他において傑出した文化的資材、價値のあるものを包含しておること、こういうような観点から国立公園を選定して参つたのでありますが、最近の情勢に照らしますならば、必ずしもこれらの従来の選定基準に拘束されることなくして、新しい観点から日本経済への貢献という観点を取入れまして、またその配分においても、なるべく広く国立公園を全国的な観点から選定して参りたいと考えておるわけであります。自然景観の有無につきましては、今回国立公園法の改正をいたしまして、特に特別保護地域というものを設定していただいておりますから、保存しなければならない天然資源、天然現象、あるいは自然氣象というものにつきましては、この規定によつて特別保護地域に指定していただきまして、それを中核として各所に利用の中心であるような地点を、風景的に比較的すぐれておるところについては、国立公園として指定して参りたいと考えておるわけであります。

第三点の景勝地の標準につきましては、これは終戦直後、実は向うの方から、日本の軍事的な力によつて破壊された景勝地を調べて、いかに日本の文化財が戦争によつて破壊されたかということの調査を命ぜられました際に、一應これだけの調査対象があるということで報告したものが、その表に載つておるわけであります。

○床次委員　ただいまの御説明によつて大体わかりましたが、なお国立公園といたしましては、観光という立場を加えますと、自然景観よりもう少し別なものが加つてもいいじやないかと思います。この意味におきまして、国立公園法の本質、考え方自体が、多少ずつかわつて来てよいのじやないか。今回の改正によりまして特別保護地というものができましたために、自然的保存を要するところだけを重点的にやられるということは、確かに一應わかるのでありますが、今まで比較的落されておつた自然科学的なもの、あるいは自然そのもの以外の観光的な対象という部面の取入れが、ちよつと国立公園法の中ではあまりわからないと思うのであります。やはり将来の観光という立場を考えますと、国立公園の中にもそういう考え方が入つてよいのじやないかと思いますが、いかがでありますか。

○鍋島政府委員　実は国立公園法ができました最初の目的は、国土の傑出した自然景観を利用して、国民の保健、休養、教化のためにすると同時に、外客を誘致して、国際経済のみならず国際貸借の改善に資するという目的――教化目的と観光目的と、二つの目的をもつて制定されておつたわけでありますので、われ〳〵といたしましても、この両方の目的が両々相まつて達成されますように、将来運営して行かなければならないと考えておりますし、今お話の観光的対象を取入れてやるということにつきましても、教化目的とし、教育目的といたしまして、相当広く取入れなければならないと考えております。従つて国立公園の選定の基準には、文化的價値あるところ、あるいは自然資源のみならず、文化資源というものを、現代のみならず後代の国民に残しておかなければならないと考えまして、国立公園選定の一つの重要要素として考えて行きたいと考えておるわけであります。

○堀川委員長　本日はこの程度で打切りまして、次会は明日午前午後質疑を継続いたします。

○苅田委員　明日はおそらく健康保険の問題や、厚生年金の問題がかかると思います。神経痛で御療養中でお氣の毒でございますけれども、できれば厚生大臣に明日の審議はお立会い願いたいと思います。

○堀川委員長　それではこの程度で散会いたします。

午後零時五十二分散会